7　「連結欠損金の繰戻し還付の特例の基礎となつた連結欠損金額の個別帰属額　⑮」の欄は、当該連結事業年度において法第81条の31第３項（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けた場合にその基礎となつた連結欠損金額に係る各連結法人の令第155条の21第２項第４号に定める金額を記載すること。

8　「共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しないことによりないものとされる連結欠損金額　⑰」の欄は、法第81条の９第５項第３号又は平成22年10月旧法第81条の９第４項第４号に定める金額を記載すること。この場合において、当該金額に関する明細を別表七㈠付表一から別表七㈠付表三までに所要の調整を加えたものに記載して添付すること。

9　「欠損等連結法人の適用連結事業年度前の連結欠損金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額　⑱」の欄は、欠損等連結法人の令第155条の22第９項各号（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）又は法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）附則第22条第23項若しくは第24項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行令第155条の21の２第９項第１号（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越し）に定める金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額を記載すること。

10　「連結欠損金当期控除前の調整後の連結欠損金個別帰属額　⑶若しくは⑹又は⑳　㉑」の欄は、最初の連結事業年度にあつては「又は⑳」を消し、その他の連結事業年度にあつては「⑶若しくは⑹又は」を消すこと。

別表七の１付表１の表中「連結欠損金個別帰属額（当該連結法人の別表七の二付表二「22」）　9」を「連結欠損金個別帰属額（当該連結法人の別表七の二付表一「７の計」）　9」に、「資産の評価益の総額（別表十四（三）「13」）／資産の評価損の総額（別表十四（三）「24」）」を「資産の評価益の総額（別表十四(一)「13」）／資産の評価損の総額（別表十四(一)「24」）」に、「連結欠損金個別帰属額（当該連結法人の別表七の二付表二「22」）　19」を「連結欠損金個別帰属額（当該連結法人の別表七の二付表一「７の計」）　19」に、「個別所得金額仮計（別表四の二付表「45の①」）」を「個別所得金額仮計（別表四の二付表「47の①」）」に、「民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書」を「民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書」に、「連結欠損金当期控除額の個別帰属額（当該連結法人の別表七の二付表二「23」）」を「連結欠損金当期控除額の個別帰属額（当該連結法人の別表七の二付表一「17」）」に、「個別所得金額（別表四の二付表「45の①」）－㉘」を「個別所得金額（別表四の二付表「47の①」）－㉘」に改め、同表の記載要領第１号中「規定する個別損金額」の次に「（以下この記載要領において「個別損金額」という。）」を加え、同第11号中「法第81条の３第１項に規定する」を削り、「法第59条第２項第３号」を「同項第３号」に改め、同第11号中「法第81条の３第１項に規定する」を削り、「、法第59条第２項第３号」を「同項第３号」に、「に限る」を「又は同条第３項の規定により個別損金額を計算する場合に限る」に改め、同記載要領に次の１号を加える。

４　「当期控除額（㉖、㉙と㉚のうち少ない金額）　㉛」の欄は、連結法人が法第81条の３第１項（法第59条第３項の規定により個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合には、「㉖、」を消すこと。